

埼玉県支部

埼玉県内中小企業の事業承継に係る調査研究

1. 事業承継の現状認識

(1) 中小企業庁「事業承継ガイドライン」(平成18年6月)

① 経営者の高齢化

・ 中小企業経営者の平均年齢 約 57 歳 ・ 引退予想年齢 約 67 歳

② 後継者の確保が困難

・ 経営者の子供が事業承継する割合 約 42% (20年前は約 80%)
・ 親族以外が事業承継する割合 約 38% (M&A込・20年前は約 6%)
・ 後継者がすでに決定している企業の割合 約 43%

③ 事業承継の課題

・ 中小企業の多くが同族で、所有と経営の一致が事業承継の際に問題になる
・ 事業承継に取り組むきっかけや動機が欠如
・ 事業承継について、周りが言い出しにくい
・ 個人保証・事業用資産の問題 ・ 従業員等への承継の問題
・ 従業者教育の課題 ・ 遺留分の問題

2. 本テーマを取り上げた経緯

(1) 2006年版(平成18年)「中小企業白書」の調査結果

「自分の代で廃業したい」とした企業の約1/4が、後継者が見つからないことによるというショッキングなデータに驚かされ、埼玉県の実態を早急に探る必要があると判断した。

(2) 会社法との関連

平成18年5月から会社法が施行され、事業承継についても株式制度の拡充等メリットも多い。

(3) 事業承継に係る環境整備

平成20年5月に経営承継円滑化法が成立。埼玉県にも、事業承継センターが2か所設置される等、事業承継に係る環境が整備され、アンケートを実施する良いタイミングと判断した。

3. アンケート調査先の選定・回収状況

2008年版埼玉新聞社発行の「埼玉年鑑」企業総覧に掲載されている企業から、資本金3千万円以下の企業を無作為抽出(中小企業庁調査と重なった「さいたま市」をのぞく)。

(1) アンケート発送数 947社

(2) アンケート回収数 156社(回収率16.5%)

4. アンケートのまとめ

・ アンケート回収結果は、製造業の割合が約59%と極めて高い(総務省調査:17%)。
・ 従業員が20人以下の規模企業の割合が、約45%と低い(総務省調査:79%)。
⇒ 埼玉新聞社の「企業総覧」に掲載されている企業は、圧倒的に製造業が多く、従業員も20人超の割合が高いことが原因。

(1) 事業承継に係る計画性が乏しい

60歳以上では半数、70歳以上では40%以上が未定
(未定の理由)

- ・候補者が複数いる (32%) ・候補者の資質に問題がある (24%)
- ・候補者がいない (18%)
- (2) ほとんどの経営者が、5年以内の事業承継を考えている
 - ・60歳未満の経営者では80%が5年先、60歳以上では40%弱が3年以内
 - ・70%以上が5年以内の事業承継を考えている。
- (3) 子息・子女への承継希望が多い
 - ・経営者の年齢に関係なく、子息・子女への割合が57%。
 - ・従業員規模で見ると、20人以下の企業では50%以下、20人超の企業では70%に近い。
- (4) 後継者に求められる能力は経営能力・経営意欲
 - ・経営能力 (40.4%) ・経営意欲 (29.2%)
(子息・子女に継がせる経営者の回答)
 - ・経営能力 (38.7%) ・経営意欲 (37.8%)
- (5) 事業経営上の悩みは後継者の育成
(事業経営上の悩み)
 - ・後継者が未熟 (36.4%) ・相続税の支払い・相続争い (18.2%)
 - ・後継者が見つからない (13.6%) ・事業承継計画が立てられない (10.9%)
- (6) 事業承継上の最大の関心事は後継者教育
 - ・事業承継全般 (43.1%) ・後継者教育 (26.4%) ・相続関係 (8.3%)
- (7) 事業承継の相談相手は税理士が半数
(事業承継に係る相談相手)
 - ・税理士 (48.5%) ・診断士・コンサルタント (11.2%)
 - ・相続に関しては圧倒的に税理士、事業承継計画作成は診断士とコンサルタント・税理士、M&A等は弁護士と税理士

5. アンケート結果を踏まえた「事業承継ポータル」への提言

(1) 商工会議所・商工会の役割の提言

①経営者のための「事業承継窓口相談」の開設および「事業承継の対策と進め方」の研究講座の開催

事業承継の相談機関として税理士が48.5%。本来の相談相手となるべき商工会議所・商工会は、6%と非常に低い。

②「M&A」の介入に円滑なマッチングとしての機能の強化

「廃業したい」とする企業が9件あり、「承継させたい相手が未定」とする企業が19件。事業承継が進まないことは、社会や地域の大きな損失である。

地域経済の持続的発展のために、既存事業者や創業希望者とのM&Aのビジネスマッチングを公的機関の商工会議所や商工会が介入し進めるべきである。

(2) 税理士への提言

重要な事業承継の税務対策・経営相談等顧問税理士としての関与が弱いと見られる。事業承継を早期に進めるためにも、ある程度の頻度でアドバイスするよう提言する。

(3) 中小企業診断士として事業承継の支援の提言

①事業承継のきっかけ作り

事業承継の事前の取り組みが十分に進んでいない。その要因は、経営者の心情として少なくとも自分が元気なうちは、事業承継は発生しない特殊性だから、先延ばしているケー

スが多いのではないか。診断士や他の士業も含めて、社長に対するきっかけ作りとして、事業承継対策の問題提起を行うべきである。

②事業承継計画の策定の指導・支援

診断士は「課題解決能力（課題発見から解決策の提言まで）」や「情報力」を高め、的確な解決策の提言を行うことが望まれる。

③事業承継支援体制の構築と地域力連携拠点との連帯

しっかりした事業承継を行うためには、10年程度の時間が必要とされているので、アンケート回収企業の経営者の年齢や退任年齢から、早急に事業承継に取り組む重要性が出てきている。

そこで埼玉県支部では、会員の専門知識をいかした事業承継支援体制を構築し、地域力連携拠点の中小企業支援機関と連帯して、事業承継・新事業展開・経営力の向上等の中小企業が直面するさまざまな課題に対して、きめ細かいサポートを行うことによって事業承継が加速されるのではないかと思われ、早急に体制の構築と連携を提言したい。